

証明書のなりすまし取得や不正使用等を未然に防ぎ、個人情報を保護することを目的として請求者の本人確認や権限確認が厳しくなりました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(法人による住民票の写しの請求方法)

社員(組織構成員)の方が請求する場合に必要な書類

① 申請書

法人の主たる事務所（本店、支店、営業所、事業所等）の所在地、法人の名称、法人の代表者又は管理人の氏名を記入し、法人の代表者印（印鑑登録済みの社印、通常使用している社印（角印））を朱肉で押印してください。申請担当者（申出の任にあっている者）の氏名（フルネーム）及び住所を必ず併記してください。担当者氏名について直筆署名または記名押印が必要です。なお、日中連絡のとれる電話番号と利用目的を具体的に明示してください。

② 契約書等、疎明資料のコピー

請求対象者と法人の利害関係が証明できるものです。（「あて先不明」郵便の封筒は、資料にはなりません）

委託業務であれば委託関係のわかる委託契約書等の資料が別途必要です。合併・社名変更など、契約時と現在の法人名が異なる場合は、つながりがわかる資料も必要です。

③ 本人確認書類

免許証など本人確認できる書類です。①の担当者本人のものに限ります。（所属長または責任者の本人確認書類では不可）

④ 権限確認書類

社員証（郵送の場合はコピー）が必要です。氏名、法人名、法人印又は社印（角印）及び法人の主たる事務所（本店、支店、営業所、事業所等）の所在地の記載のあるものに限ります。（名刺や名札は不可）これらを満たす社員証がない場合、次の委任状を作成して提出してください。

代表者から社員への委任状

(例) 対象者の住所

氏名

の住民票の請求を

【勤務地等（支店名）】 □□□支店 勤務

【担当者氏名】 ①の担当者氏名

【担当者住所】 ①の担当者個人の住所登録の住所

【担当者の生年月日】 ○○年○○月○○日

に委任する。

【日付】 年 月 日

【法人等の名称および法人等の主たる事務所の所在地】

【代表者氏名】 ▽ ▽ ▽ ▽ ㊟ (朱肉の社印)

郵送の場合は上記の①から④書類に合わせて以下の書類も必要です

⑤ 返送先事務所の所在地を確認できる書類

社員証に記載の所在地に送付する場合は不要です。社員証がない場合は登記簿全部証明または一部証明（コピー可。ただし本支店の各住所が記載されており、発行3カ月以内のもの）を添付してください。添付がない場合は支店への送付はできませんので本社送付のみとなります。また、私書箱への送付はできませんのご注意ください。（私書箱記載の場合は本社に送付します）ホームページの事業所一覧画面のコピーや本支店記載の会社パンフレット等、広く公開・頒布されている公認性のあるもので代替することも可能です。（名刺は除く）詳細はお問い合わせください。

⑥ 定額小為替

住民票は1通につき400円です。定額小為替は発行日から5カ月以内のものに限ります。お釣りのないようお願いします。（切手は不可）

※定額小為替は（株）ゆうちょ銀行にてお求めください。

⑦ 返信用封筒

返信先住所・あて名を必ず記入し切手貼付済のものでお願いします。

返送時の重量・サイズを考慮して不足のないようお願いします。

※返信先所在地については⑤を参照ください。

代表者（＝社長）本人が請求する場合の必要な書類

① 申請書

法人の主たる事務所（本店、支店、営業所、事業所等）の所在地、法人の名称、法人の代表者の氏名を記入し、法人の代表者印（印鑑登録済みの社印、通常使用している社印（角印））を朱肉で押印してください。申請担当者（申出の任にあっている者）の氏名（フルネーム）及び住所を必ず併記してください。担当者氏名について直筆署名または記名押印が必要です。なお、日中に連絡できる電話番号と利用目的を具体的に明示してください。

② 契約書等、疎明資料のコピー

請求対象者と法人の利害関係が証明できるものです。委託業務であれば委託関係のわかる委託契約書等の資料が別途必要です。合併・社名変更など、契約時と現在の法人名が異なる場合は、つながりがわかる資料も必要です。（「あて先不明」郵便の封筒は、資料にはなりません）

③ 本人確認書類

免許証などの本人確認できる書類です。①の申請者本人のものに限ります。

④ 代表者事項証明書または登記簿謄本

法務局発行のもので発行3カ月以内のもの、コピー可能です。

※住民票の返送先は、代表者事項証明に記載の住所(本店住所)のみとなりますので、支店送付はできません。社員の方は「社員（組織構成員）の方が請求する場合」の方法で申請してください。

郵送の場合は上記の書類に合わせて以下の書類も必要です

⑤ 定額小為替

住民票は1通につき400円です。定額小為替は発行日から5カ月以内のものに限ります。お釣りのないようお願いします。（切手は不可）

※定額小為替は（株）ゆうちょ銀行にてお求めください。

⑥ 返信用封筒

返信先住所・あて名は必ず記入済みで切手貼付済のものでお願いします。
返送時の重量・サイズを考慮して不足のないようお願いします。※返信先所在地については④を参照ください。

◎注意事項◎

- 各資料は返却できません。返還希望の場合は、あらかじめ写し（コピー）をとり原本と写し両方ご送付ください。写しは当庁にて保管し原本のみ返還いたします。
- 社員請求の場合は④「代表者事項証明書」は不要です。（「代表者事項証明書」は、代表者（＝社長）の証明書であり、代表者自身が申請者である場合のみ必要です）
- 偽りその他不正の手段により証明書の取得を受けた者は、30万円以下の罰金刑に処せられることがあります。（住民基本台帳法第47条）
- その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
TEL 0879-33-2500（引田窓口）
TEL 0879-26-1111（白鳥窓口）
TEL 0879-25-2111（大内窓口）